

令和7年(ワ)第6767号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府



答 弁 書

令和7年10月16日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係亦 御中

[REDACTED]

被告訴訟代理人

弁 護 士 井 上 隆

同 井 上 卓

同 二 村 友

被告指定代理人

大阪府職員 岩 田 尚

同 橋 本 鎮

同 米 持 義

同 竹 田 真

同 鈴 木 浩

同 岸 野 優

[REDACTED]



第1 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する
訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 第1「はじめに」について、第1段落は、甲第6号証（平野龍一著・刑事訴訟法概説70ページ）に訴状記載の内容が存在することは認める。
- 2 第1「はじめに」の第2段落について、弁護人である原告松本亜土（以下「原告松本」という。）が、「私は取調べを拒否します」とプリントされたTシャツ（以下「本件Tシャツ」という。）を原告■■■■（以下「原告■■■■」という。）に差し入れたことは認め、その余は知らないし争う。
- 3 第1「はじめに」の第3ないし5段落について、否認ないし争う。
- 4 第2「当事者」について、争わない。
- 5 第3「事案の概要」の1について、原告■■■■が、令和6年11月27日午前10時過ぎに（以下、年を省略して月日のみを記載した場合は、令和6年の月日を指す。）、実母を原告■■■■方に置いたまま外出して置き去りにしたこと、12月3日、北海道札幌市内にいるところを、実母に対する保護責任者遺棄致死罪の被疑事実で逮捕されたことは認め、その余は不知。
- 6 第3「事案の概要」の2の第1段落について、第1文及び第2文は認め、その余は不知。
- 7 第3「事案の概要」の2の第2段落について、不知。
- 8 第3「事案の概要」の2の第3段落について、12月6日、原告■■■■が、取調室において、取調官に対し黙秘する旨を申し立てたことは認め、その余は否認する。
- 9 第3「事案の概要」の2の第4段落について、12月10日、原告松本が原

告■■■■に「私は取調べを拒否します」とプリントされたTシャツ及び「私は黙秘権を行使しますので、取調べをしないでください。」と書かれたもので、署名と日付を記入する欄のある「通告書」を差し入れたこと、大阪府羽曳野警察署（以下「羽曳野署」という。）留置管理課員が本件Tシャツと通告書の差入れを受理したこと、接見を終えた原告■■■■が原告松本に署名及び日付を記入した通告書の宅下げを行ったことは認め、その余は不知。

- 10 第3「事案の概要」の3の第1段落について、留置場外の危険物等を保管する保管庫に保管し続けたという趣旨であれば否認し、その余はおおむね認める。
- 11 第3「事案の概要」の3の第2段落については、12月11日、原告■■■■が、本件Tシャツを着用せず、大阪地方検察庁堺支部で取調べを受けたことは認め、その余は不知。
- 12 第3「事案の概要」の4の第1段落及び2段落について、12月11日、原告松本が原告■■■■と接見したことは認め、その余は不知。
- 13 第3「事案の概要」の4の第3段落について、おおむね認める。

なお、羽曳野署留置管理課員は、原告松本に対し、「規律及び秩序の維持を乱すおそれがあるので、回収のうえ別保管としている」と回答している。

- 14 第3「事案の概要」の4の第4段落について、12月11日、原告松本が、大阪府検察庁堺支部担当検事宛てに、原告■■■■は黙秘権に基づき取調べを拒否するので取調室に連れて行くなどしないよう求める通告書をファクシミリで送信したとの点及び大阪地方検察庁堺支部宛てに、原告■■■■が署名した「私は黙秘権を行使しますので、取調べをしないでください。」と記載された通告書をファクシミリ送信したとの点は不知、その余は認める。
- 15 第3「事案の概要」の4の第5段落及び6段落について、認める。
- 16 第3「事案の概要」の4の第7段落について、12月20日、大阪府警察本部留置管理課（以下「本部留置管理課」という。）職員が原告松本に対し、12月12日付の抗議申入書（甲第3号証）に対する回答をしたことは認め、そ

- の余は否認する。
- 17 第3「事案の概要」の4の第8段落について、本件Tシャツの取扱いについて甲第4号証及び5号証に記載のとおり報道がなされたとの限度で認める。
 - 18 第4「取り上げられたTシャツの性状」について、これまでも留置施設内において差し入れて着用することが認められてきたとの点を、本件以前に大阪府警察管轄の留置施設において、本件Tシャツと同種のTシャツの差入れ及び留置施設内での着用を認めたことがあったとの趣旨と解した上で認める。
 - 19 第5「被侵害利益」の1について、憲法21条1項が表現の自由を定めていること、本件Tシャツの性状、原告[]に対する差し入れとして本件Tシャツの差し入れが受理され、領置されるまでの間、羽曳野署留置施設内で着用することが認められていたことは認め、その余の事実は不知、原告らの主張はいずれも争う。
 - 20 第5「被侵害利益」の2について、憲法13条が幸福追求権を定めていること、自由権規約10条1項、同条2項a及び14条2項の存在、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下「刑収法」という。）187条が自弁の物品の使用又は摂取の要件を定めていること、本件以前に大阪府警察管轄の留置施設において本件Tシャツと同種のTシャツの着用及び私物保管が認められたことがあったことは認め、その余は否認ないし争う。
 - 21 第5「被侵害利益」の3について、憲法38条1項、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）198条2項の規定内容、自由権規約14条3項gの存在、甲第6号証（平野龍一著・刑事訴訟法概説70ページ）、甲第7号証（酒巻匡著・刑事訴訟法第3版207ページ）、甲10号証（国際刑法学会第12回大会決議）に訴状記載の内容が存在すること、12月11日に原告[]が取調べのために大阪地方検察庁堺支部に護送されたことは認め、その余の事実は不知、原告らの主張はいずれも争う。
 - 22 第5「被侵害利益」の4について、憲法34条前段が弁護人依頼権を保障し

ていること、甲第8号証（毛利透ほか著・憲法Ⅱ人権第3版331ページ）、甲第9号証（国際法曹委員会第12回大会宣言）、甲第10号証（国際刑法学会第12回大会決議）、甲第11号証（あらゆる形態の抑留・拘禁下にある人々を保護するための原則）及び甲第12号証（弁護士役割に関する基本原則）に訴状記載の内容が存在すること、自由権規約14条3項b及び同項dの存在、最高裁平成11年3月24日大法廷判決の判示内容は認め、その余の事実不知、原告らの主張はいずれも争う。

- 23 第5「被侵害利益」の5について、憲法31条が適正手続を保障していること、刑収法31条及び刑訴法39条3項が防御権を定めていること、自由権規約14条3項b及び同項dの存在、甲第14号証（浅田和茂ほか編・生田勝義山積古稀祝賀論文集自由と安全の刑事法学）に訴状記載の内容が存在すること、は認め、その余の事実不知、原告らの主張はいずれも争う。
- 24 第5「被侵害利益」の6について、被疑者には弁護人依頼権が保障されること、甲第12号証（弁護士役割に関する基本原則）に訴状記載の内容が存在することは認め、その余の事実不知、原告らの主張はいずれも争う。
- 25 第6「違法性（裁量権の逸脱・濫用）」について、刑収法187条の規定内容、甲第15号証（被収容者に係る物品等の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について（依命通達））において、刑収法41条2項及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則15条6項に規程する規律及び秩序の維持上支障を生ずるおそれがある場合の例示が挙げられていること、原告が引用する判決の判示内容は認め、その余は否認ないし争う。
- 26 第7「公共団体の公権力の行使に当る公務員によって、職務を行うについてなされた行為であること」について、認める。
- 27 第8「原告らの損害」及び第9「結語」について、否認ないし争う。

第3 事実関係

1 原告■■■■の逮捕及び勾留

原告■■■■は、原告■■■■方において、実母と2人で居住し、同人の食事を世話するなどをしていたが、11月中旬頃から実母は寝たきり状態となって、自力で摂食及び用便ができなくなり、その食事の摂取量も減少して衰弱していた。そのため、原告■■■■には、実母の生存を確保するため、適切な食事及び用便の介助などの生存に必要な保護をすべき責任があったにもかかわらず、11月下旬頃、前記状態の実母を原告■■■■方に置いたまま外出して置き去りにし、同人に対する食事の提供や用便の介助等をせず同人を同所に放置して生存に必要な保護をしないとともこれを遺棄した結果、同人は、同所において、低体温症により死亡した。

上記事件に対し、羽曳野署の警察官は、12月3日に保護責任者遺棄罪で原告■■■■を通常逮捕し、羽曳野署留置施設に留置した後、同月5日に大阪地方検察庁堺支部検察官に身柄付送致した結果、原告■■■■は引き続き同署留置施設に勾留された。

なお、原告■■■■に対しては、令和7年1月27日に実母の葬儀に出席するため、勾留の執行停止が決定された。原告■■■■は、同日午前11時30分に羽曳野署留置施設を出場した後、同日午後5時1分に同署留置施設に再収容された。

2 原告■■■■に対する取調べ状況

- (1) 逮捕後の12月4日の弁解録取で、原告■■■■は「逮捕された事実間違いありません」と自認し、その後の取調べにおいて原告■■■■の身上関係及び保護責任者遺棄の事実関係について供述した上、供述調書に署名指印した。
- (2) 翌5日、原告松本が原告■■■■と接見し、同月6日に、原告■■■■が国選弁護人選任申出を行い、原告松本は、原告■■■■の刑事弁護人に選任された。
- (3) 同月6日、取調べに際し、原告■■■■は取調官に「黙秘します」と申し立てたため、取調官が、前回の取調べの際は、保護責任者遺棄にかかる事実につ

いて認め、供述調書の署名指印にも応じていたのに、黙秘するようになった理由について質問したところ、原告■は、「弁護人が来て黙秘するように言われた」「正直黙秘すると言われてると思っていなかったので戸惑っている」「ちゃんと全てを話したいという気持ちはある」などと説明した。

これに対し、取調官は、原告■に対し、黙秘する権利はあること、黙秘するかしないかを決めるのは原告■自身であること、戸惑いがあるなら次回の接見時に弁護人に黙秘の意図等を質問してはどうかなどと伝えた上で、今回の取調べでは、事件に際し家を出た前後の話を説明するよう説得したところ、原告■は、分かりました旨答えて、取調べに応じたものの、供述調書の作成は拒否した。

- (4) 同月8日の弁護人接見以降、翌9日の取調べにおいて、原告■は、「黙秘することに決めました」と申し立て、その理由についても、説明しようがないと言うのみで、以後の質問には黙秘した。

その後、同月10日、13日及び18日の取調べにおいても、原告は、終始黙秘した。

8 本件Tシャツの差入れ後の取扱い状況

(1) 本件Tシャツの差入れ状況

12月10日、原告松本から羽曳野署留置施設に留置されている原告■に対して、本件Tシャツが差し入れられた。

この差入れに際して、原告松本から、接見前に差入れを行い本件Tシャツを面会室に持ち込ませてほしい旨の依頼をされたため、同署留置管理課員は、原告■を居室から看守台まで移動させ、同人に対して差入れ物品の確認をさせた。原告■が本件Tシャツを広げて確認していたところ、看守台付近の居室に留置されていた他の被留置者と同人の隣の居室に留置されていた被留置者が「なんなんそのシャツ、それめっちゃええやん」、「俺も欲しいわ、そんなシャツ」と言い、さらに別の被留置者が「そのシャツ僕も貰いまし

た」と言いだすなど、本件Tシャツを目にしただけで被留置者がそれぞれ反応を示す状況が認められた（乙第1号証）。

また、原告松本から大阪地方検察庁堺支部及び羽曳野署刑事課宛ての、「私は黙秘権を行使しますので、取調べをしないでください」と記載された通告書と題する書面（甲第2号証の4）が差し入れされていたことから、同署留置管理課員は、本部留置管理課及び同署留置業務管理者に対して、本件Tシャツ及び通告書の差し入れについて報告した。

なお、原告■■■■は通告書に署名した後、即日、原告松本に返還（宅下げ）した。

(2) 本件Tシャツに対する対応状況

上記報告を受けた本部留置管理課は、本件Tシャツの対応を検討した上で、羽曳野署留置管理課員に対し、本件Tシャツのようなメッセージ性のある物品については、留置施設内の規律と秩序の維持などに支障が生じるおそれがあると懸念されるが、危険物として扱うか否かは所属の判断となる旨を申し向けた。

羽曳野署留置業務管理者は、前記(1)のとおり、原告■■■■が本件Tシャツを広げて確認した際に、同Tシャツを目にした他の被留置者らがこれに対する感想を述べていたことから今後も本件Tシャツを目にした場合に、心理的影響を受けて正当な理由のない私語を誘発するおそれがあるほか、本件Tシャツを着用した原告■■■■を揶揄するなど誹謗中傷に当たるような不穏な発言がなされることで、被留置者間での論争やトラブルが発生するおそれがあると認めた。

よって、羽曳野署留置施設内において本件Tシャツを着用することは刑収法187条に規定される「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に該当するものと認め、本件Tシャツを領置する判断をしたものである。

そこで、同署留置管理課員は、留置施設内の居室で本件Tシャツを着用していた原告■■■■の居室に行き、同人に対して、本件Tシャツを留置施設で着用することは、周りに対してメッセージ性が強く、場内の平穏を乱すおそれがある旨の説明を行ったところ、同人は、「分かりました」「脱ぎます」と言って本件Tシャツを脱いで、同課員に手渡した。

さらに、同課員は、原告■■■■に対して、本件Tシャツは、留置施設内では着用することができないので、危険物扱いになる旨を説明した後、本件Tシャツの保管場所を私物保管庫から領置物品を保管するための保管庫に区分変更を行った。(乙第2号証)。

(3) 原告■■■■への取調べに関する意思確認状況

また、本件Tシャツ及び通告書の差入れ並びに原告■■■■が同通告書に署名し原告松本に対し宅下げを行っていたことから、同日、羽曳野署留置管理課員は、原告■■■■に対し、今後の取調べに関する意思確認を実施した。

同課員が、原告■■■■に対して、本件Tシャツの差入れを受けたが、今後取調べに応じず、留置施設から出ることを拒否すると考えているか否かを質問したところ、原告■■■■は、「弁護士さんからは黙秘するように言われました」と答えたため、同課員は、さらに、黙秘権は取調べで認められた権利であるから行使することに問題はないことを説明した上、取調べで呼ばれた際に留置施設から出場しないつもりであるかなどと質問した。これに対し、原告■■■■は、「弁護士さんからは取調べには一切応じるなど言われました」と言ったため、同課員がそれは留置施設から出ないということかと確認すると、原告■■■■は、「そうですね、そういうことです」と答えた。

そのため、同課員は、原告■■■■に対し、取調べ受忍義務について説明したところ、同人は、「なるほど意味は分かりました」「でも弁護士さんから言われているので悩ましいところです」と答えたため、改めて取調べ受忍義務の説明をし、留置施設からは出てもらわないといけない旨告げ、意思確認を

終えた。

その後、他の同署留置管理課員が原告■■■■に対し改めて意思確認を行ったところ、原告■■■■は、「じゃあ今日の検事調べは行きます」と答え、以後も取調べには応じた（乙第3号証）。

(4) 原告松本に対する質疑応答状況

同月11日、接見を終えた原告松本が、同署留置管理課員に対し、「お兄さんが言ったんですか。Tシャツ使用禁止ってやつ」と声を掛けてきたため、同課員は、場内の規律と秩序を乱すおそれがあるので、回収の上、別保管としている旨を回答した。すると、原告松本は、「そういう扱いにしたのは羽曳野署が初めてですよ」「他署では着用させているところもありますし、検事調べでも着てた人いましたよ」「取調べの拒否に関する通告書は無視されると思ってましたけど、まさかTシャツを禁止されるとは思ってませんでした」「規律を乱すっていっても、この人単独居室でしょ」などと申し立てたため、同課員が、単独居室であっても洗面や通路を歩く際には他の被留置者の目に触れるおそれがあることを説明したところ、原告松本は、翌日に本部留置管理課に問い合わせると述べ、立ち去った。

翌12日、原告松本から、大阪府警察本部長及び本部留置管理課長宛てに、抗議申入書と題する書面がファクシミリで送信された（甲第3号証）。

同書面は、「危険物」に該当するための刑事施設の規律及び秩序を害するおそれについては、抽象的・観念的な想定に過ぎず、現実的具体的なおそれに及ばないため、本件Tシャツの着用を制限する行為は、憲法38条1項に違反しているとして、本件Tシャツを原告■■■■に返還し、希望があれば直ちに着用させるように申し入れるものであった。

その後、同月17日、原告松本は、本部留置管理課に対して架電し、対応した同課員に対し、上記申入書に対する回答を求めたため、同課員が回答する立場にない旨を説明したところ、原告松本は、「回答はいつしていただけ

るのですか」「記者に回答していて私には回答がないのですか」「関テレでの記事を読んだんですが、Tシャツを場内で着させると規律が乱れるとのことですが、私は場内でずっと着させてほしいという意味ではありません。取調室なら着させることができるのですか」などと質問した上で、電話を切断了。

これらの申入れに対し、同月20日、本部留置管理課員が原告松本に対し架電したところ、後に同人からの折り返し電話があった。そこで、同課員は、原告松本に対して、本件Tシャツの着用については法律に則り、留置施設場内での着用を認めていない旨の説明を行ったところ、同人は「本件Tシャツが留置施設での規律及び秩序を害するおそれについては、具体的なものか抽象的なものか」「本件Tシャツを取調べで着用させるためには、留置施設で保管されている本件Tシャツをどのようにして持ち出すのか」などと言って、改めて文書を発出する旨申し立てて電話を終えた（乙第4号証）。

(6) 本件Tシャツの対応検討結果

この頃、大阪府淀川警察署においても、胸部に「私は取調べを拒否します」とプリントされた本件Tシャツと同種のTシャツが差し入れられたため、本部留置管理課を中心にこれらのTシャツに対する対応について検討した。

その結果、本部留置管理課の担当者から大阪府警察の各警察署留置管理課の担当者に対し、本件Tシャツのようなメッセージ性のある物品の差入れについては、留置施設内の規律と秩序の維持などに支障が生じるおそれがあると懸念されるが、取調室にTシャツを持ち込むことは可能であるので、本部留置管理課に報告するとともに、個別、具体的な状況を検討した上で着用の可否について判断するよう連絡した。

この連絡を受け、同月18日、羽曳野署留置管理課においては、場外保管としていた本件Tシャツの保管場所を、いつでも持ち出し可能な場内保管庫へと保管場所を変更する、区分変更を行った（乙第5号証）。

なお、場外保管庫及び場内保管庫とは、領置した物品を保管するための保管庫であり、被留置者の保管私物庫とは異なる保管庫となる。

(6) 原告■■■■による本件Tシャツの取扱いについて

本件Tシャツは、原告■■■■に対して勾留の執行停止が決定され、令和7年1月27日に同人が羽曳野署留置施設を出場した際に、同人の所持品として返還した。しかし、その後、同留置施設に再収容した際に、原告■■■■が本件Tシャツを持参することはなかった。

また、原告■■■■から本件Tシャツを領置した後、拘置所移送までの間、原告■■■■が同署留置管理課員に対し本件Tシャツの着用を要望することは一度もなかった。

4 原告■■■■の移送

原告■■■■は、令和6年12月24日付けで大阪地方検察庁堺支部検察官により、保護責任者遺棄致死傷罪で起訴された後、令和7年3月4日、羽曳野署留置施設から堺拘置支所へ移送された。

第4 被告の主張

追って主張する。